

建設業法施行規則の一部改正について（概要）

令和4年6月
国土交通省不動産・建設経済局
建設業課

1. 背景

建設業許可申請者及び許可行政庁の負担軽減の観点から、建設業許可電子申請システム（令和5年1月運用開始予定）により申請する場合に、システム上でバックヤード連携が実現した書類については、その提出を不要とする必要がある。

また、近年の建設業をめぐる状況に鑑み、経営事項審査において、「担い手の育成・確保」、「災害対応力の強化」及び「環境への配慮」に関する取組を行う建設業者を適正に評価し、その取組を後押しする必要がある。

2. 概要

（1）許可申請の電子化に伴う提出書類の省略（第3条・第4条・第13条関係）

建設業許可申請時に必要な建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第7条第2号に掲げる基準（技術者資格）を満たしていることを証する書類について、電子申請を行う場合には、当該書類のうち、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）別記様式第8号による証明書（専任技術者証明書）以外の国土交通大臣が定める書類^{*}の提出を省略することができることとする。

また、規則第4条第1項各号に掲げる書類（財務諸表、登記事項証明書、納付済み額を証する書面等）についても、電子申請を行う場合には、同項第6号から第11号まで、第14号及び第15号に掲げる書類のうち国土交通大臣が定める書類^{*}の提出を省略することができることとする。

※詳細は告示で定める予定。

（2）経営事項審査における社会性等（W）の評価項目の改正（第18条の3・別記様式第25号の14・第25号の15関係）

「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」として以下の①～④を、「建設機械の保有状況」として以下の⑤を、「国際標準化機構又は国が定めた規格による登録又は認証の状況」として以下の⑥をそれぞれ新たに評価することとする。

- ①審査基準日における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（1段階目）」「えるぼし認定（2段階目）」「えるぼし認定（3段階目）」「プラチナえるぼし認定」の取得状況
- ②審査基準日における次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」の取得状況

③審査基準日における青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」の取得状況

④審査基準日以前1年以内に請け負った「民間工事を含む全ての建設工事[※]」又は「全ての公共工事[※]」において、建設キャリアアップシステム上で就業履歴を蓄積するために必要なカードリーダー設置など、国土交通大臣が定める必要な措置の実施状況

※建設業許可を要しない軽微な工事（請負代金額500万円未満（建築一式工事の場合は1,500万円）の工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建築する工事）及び災害応急工事（発災直後の応急対策であって災害協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事等）等を除く（詳細は告示で定める予定）。

⑤審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約により使用する以下の建設機械の保有台数

- ・土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の「車体の形状」の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの
- ・労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第13条第3項第34号に規定する作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械

⑥審査基準日におけるエコアクション21の認証の取得状況

(3) その他所要の改正

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 : 令和4年8～9月頃

施 行 : (2) 以外 : 公布の日

(2) : 令和5年1月1日